

(11) 一般就労移行等促進事業

1 事業の目的

障害者自立支援法では、就労移行支援事業等により、障害者の就労支援を実施しているが、これをさらに充実させるため、一般就労への移行及びその後のフォローアップ等を含めた支援や工賃引き上げ、及び就労の機会の場について、さらなる促進を図ることを目的とする。

2 事業の内容

一般就労移行を含めた障害者の就労支援をさらに促進するため、障害者の職場実習・職場見学の促進、就労支援ネットワークの強化・充実、一般就労への移行に有効な施設外就労等の促進、移行後の職場定着支援、離職の危機や、やむを得ず離職した者への再チャレンジ支援、目標工賃達成に対する助成、及び就労継続支援B型から就労継続支援A型への移行についての支援を実施する。

ア 職場実習・職場見学促進事業（別紙1のとおり）

イ 就労支援ネットワーク強化・充実事業（別紙2のとおり）

ウ 施設外就労等による一般就労移行助成事業（別紙3のとおり）

⑨ エ 障害者一般就労・職場定着促進支援事業（別紙4のとおり）

⑨ オ 離職・再チャレンジ支援助成事業（別紙5のとおり）

⑨ カ 目標工賃達成助成事業（別紙6のとおり）

⑨ キ 就労継続支援A型への移行助成事業（別紙7のとおり）

(別紙3) ウ 施設外就労等による一般就労移行助成事業

1 事業の目的

障害者自立支援法においては、障害者が経済的にも地域で自立して暮らすことができるよう、障害者の就労支援を充実強化し、一般就労への移行を促進しているところである。

これを効果的に実施するためには、施設内での生産活動だけではなく施設外での職場実習や求職活動などが有効であることから、施設外就労、施設外支援を実施しているところ。これらを通じ、一般就労へのインセンティブをより促進する観点から、施設外就労・施設外支援を行い一般就労に結びついた場合に助成を行う。

2 事業の内容

一般就労の促進の一環として、施設外就労・施設外支援を行い、一般就労者を出した事業所に対して助成を行うことにより、一般就労への移行の促進を図る。

ア 実施主体 都道府県

イ 事業内容

就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)において、施設外就労・施設外支援を行い一般就労に結びついた場合に助成を行う。(施設外就労・施設外支援を利用せずに一般就労した場合は対象としない。)

ウ 補助単価 就労した利用者1人あたり100千円(1回限り)

エ 補助割合 定額(10/10)

オ 実施年度 平成21年度～23年度

3 その他

事業の実施にあたっては、以下の点に留意すること。

(1)施設外就労・施設外支援を行うにあたって必要な要件を満たすこと。

(2)他の事業所と共同で施設外就労・施設外支援を行う場合「就労支援ネットワーク構築事業」も活用できること。

(3)障害者雇用助成金等他の助成金等との併給は不可。

4 事業担当課室・係 障害福祉課 就労支援係